

第64回

定時株主総会

招集ご通知

平成28年2月1日～平成29年1月31日

日時

平成29年4月25日(火曜日) 午前10時
受付開始予定：午前9時

場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール

クロスプラス株式会社
(証券コード:3320)

【目次】

◇招集ご通知	1
(添付書類)	
◇事業報告	3
◇連結計算書類	20
◇計算書類	23
◇監査報告書	26
◇株主総会参考書類	30
第1号議案 取締役8名選任の件	30
第2号議案 監査役2名選任の件	34
第3号議案 取締役に対する株式報酬 型ストック・オプション に関する報酬等の額及び 内容決定の件	36

(証券コード:3320)
平成29年4月7日

株 主 各 位

名古屋市西区花の木三丁目9番13号
クロスプラス株式会社
代表取締役社長 山 本 大 寛

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年4月24日（月曜日）午後6時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年4月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 1 第64期(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第64期(平成28年2月1日から平成29年1月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役8名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

以 上

(お知らせ)

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(当社ウェブサイト <http://www.crossplus.co.jp/>)

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

第64期期末配当金のお支払について

期末配当金関連書類を同封いたしておりますので、お受取りくださいますようお願い申し上げます。

当社は、平成29年3月24日開催の取締役会におきまして、期末配当金は、1株について2円とし、支払開始日を平成29年4月10日(月曜日)と決定いたしました。

なお、配当金を「配当金領収証」でお受取りになる株主様におかれましては、払渡しの期間が平成29年4月10日から平成29年5月10日まででございますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局(銀行代理業者)でお早めにお受取り願います。

また、口座振込ご指定の株主様は、ご指定口座への入金をご確認くださいようお願い申し上げます。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成28年2月1日～平成29年1月31日)におけるわが国経済は、円高や英国のEU離脱決定、原油価格下落等の影響を受け、不透明感が強まりましたが、その後、米国新大統領の経済政策の影響等により円安傾向となり企業業績が好調に推移する等、全体としてゆるやかな回復基調となりました。また、消費者の実質賃金の改善を背景に消費マインドは回復傾向にありましたが、先行き不安に伴う生活防衛意識の高まりから衣料消費においては低調に推移しました。

このような環境の中、当社グループは、株式会社ヴェント・インターナショナルを前期に解散し、当期を初年度とする、3ヵ年の中期経営計画を策定し「安定した収益基盤の確立」に取組み、利益改善を進めました。

既存事業(ヴェント・インターナショナルを除いた事業)は減収ながらも増益となりました。

売上高は新規販路の拡大を目指し、新設した専任部署による新規開拓を進めましたが、衣料品市場が前年を下回る状況が続いた影響で各販売チャネルの売上高は減少しました。

利益面では、粗利益率の改善と経費削減により増益となりました。粗利益率は商品毎の採算性を重視した仕入販売管理が定着し、ロスを無くしたことによる改善や、生産のASEANシフトや海外物流の見直しによる貿易コストの削減で原価低減を進めたことで上昇しました。経費は在庫圧縮が進んだことで、自社配送センターの出荷効率が向上し、外部出荷の内製化を進めたことによる物流費の減少、東京拠点のフロア縮小による賃借料の減少により削減が進みました。

加えて、ヴェント・インターナショナルを解散したことで減収ながら、利益は改善しました。

これらの結果により、連結業績は売上高651億30百万円(前期比10.8%減)、営業利益8億68百万円(前期比280.6%増)、経常利益8億88百万円(前期比153.1%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益1億28百万円、契約解除損失引当金繰入額1億20百万円の計上等により、8億20百万円(前期比26.5%増)となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の単一セグメントでありますのでセグメント情報の記載はしていません。

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額（百万円）	前期比（％）
量 販 店	28,124	△6.2
専 門 店	24,700	△8.0
無 店 舗	5,855	△5.2
そ の 他 卸 売	1,505	△31.2
小 売	5,055	△36.4
消 去	△109	—
合 計	65,130	△10.8

(注)前期に当社グループでは事業の再構築を行ったことから、SPAグループを「小売」という表記に変更しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、44百万円（有形固定資産取得価額ベース）であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、製造卸売事業での利益重視の仕組みの再構築により、収益基盤の確立が進んでおります。

今後の課題は、グループ成長へ向けて、売上の拡大を進めるとともに、収益基盤をより強固にするための利益率の向上です。

売上拡大のためには、新規販路開拓を行い、市場規模の大きい専門店チャネルの増加を目指してまいります。既存販路に対しては、服飾雑貨等の衣料品周辺アイテムを強化し、販売拡大をしてまいります。販促と連動した商品展開、魅力のある売場提案をすることで、小売店から信頼されるパートナー関係を構築してシェア率を高めてまいります。

利益率向上のためには、海外での生産管理業務を強化し、工場数を集約することで納期、品質の安定を進め、コスト削減を進めてまいります。また、IT活用による業務効率化を進め、労働生産性を向上することで収益改善に努めてまいります。

今後も消費低迷など厳しい事業環境が続くと予想されますが、グループの総力を結集し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期 (平成26年1月期)	第62期 (平成27年1月期)	第63期 (平成28年1月期)	第64期 (当連結会計年度) (平成29年1月期)
売上高(百万円)	78,490	73,434	72,978	65,130
経常利益(百万円)	△3,499	△2,480	351	888
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	△2,812	△5,032	648	820
1株当たり当期純利益	△384円35銭	△687円68銭	88円65銭	112円11銭
総資産(百万円)	37,202	33,472	33,439	29,581
純資産(百万円)	14,614	10,471	9,989	10,892
1株当たり純資産額	1,997円16銭	1,430円94銭	1,365円07銭	1,488円56銭

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期 (平成26年1月期)	第62期 (平成27年1月期)	第63期 (平成28年1月期)	第64期 (当期) (平成29年1月期)
売上高(百万円)	68,547	64,860	67,021	62,158
経常利益(百万円)	△3,568	△2,783	222	886
当期純利益(百万円)	△2,750	△5,032	598	837
1株当たり当期純利益	△375円88銭	△687円75銭	81円81銭	114円51銭
総資産(百万円)	33,939	30,618	31,387	28,089
純資産(百万円)	14,291	10,149	9,675	10,709
1株当たり純資産額	1,952円92銭	1,386円95銭	1,322円23銭	1,463円58銭

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
スタイリク株式会社	50 ^{百万円}	100.0 %	専門店へのODM
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	50	100.0	衣料品の検品、検針、物流加工

(7) 主要な事業内容（平成29年1月31日現在）

当社グループは、クロスプラス株式会社（当社）及び連結子会社2社で構成されており、婦人衣料の企画・製造・販売を主な事業としているほか、服飾雑貨の企画・製造・販売やSPA（製造小売業）を営んでおります。

クロスプラス株式会社の中核事業は婦人衣料の製造卸売販売で、量販店、専門店、無店舗等の幅広い取引先に対し販売を行っております。その他に服飾雑貨の製造卸売販売やデザイナー発信のブランド「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」等の衣料・雑貨を企画、製造し、主に百貨店の直営店舗における販売を行っております。

スタイリンク株式会社は専門店へのODM(相手先ブランドによる企画・生産)販売を行っております。

客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社商品の検品・検針・物流加工を行っております。

(8) 主要な営業所の状況（平成29年1月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市西区
東 京 支 店	東京都中央区
店 舗 (注)	国内25店舗 横浜高島屋店等
C P 流 通 セ ン タ ー	岐阜県海津市
中 部 セ ン タ ー	岐阜県海津市

(注) 「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」、「AT」ブランドを展開しております。

(9) 重要な子会社の事業所等（平成29年1月31日現在）

名 称	所 在 地
ス タ イ リ ン ク 株 式 有 限 公 司	本社 東京都港区
客 楽 思 普 勒 斯 (上 海) 服 飾 整 理 有 限 公 司	本社 中国上海市 分公司 中国青島市

(10) 従業員の状況（平成29年1月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
製造卸売	572(461) ^名	+4(+6) ^名
小 売	127(20)	△14(+1)
合 計	699(481)	△10(+7)

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
636(426) ^名	△15(+18) ^名	40.8 ^歳	14.1 ^年

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額（平成29年1月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	704
株式会社みずほ銀行	640
株式会社三井住友銀行	587
株式会社商工組合中央金庫	385
株式会社大垣共立銀行	249

2. 会社の株式に関する事項（平成29年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 31,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,718,800株（自己株式401,180株を含む）
 (3) 単元株式数 100株
 (4) 株主数 11,233名（前事業年度末比 1,740名増）
 (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
辻 村 隆 幸	593,650 ^株	8.11%
クロスプラス社員持株会	394,860	5.39
田村駒株式会社	238,400	3.25
森 文 夫	223,330	3.05
株式会社ヤギ	218,600	2.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	206,000	2.81
C P 共栄会	183,700	2.51
株式会社みずほ銀行	167,300	2.28
辻 村 幸 子	150,850	2.06
三井住友信託銀行株式会社	150,000	2.04

（注） 当社は自己株式401,180株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式（401,180株）を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本大寛	営業本部長
取締役会長	森文夫	
取締役副会長	辻村隆幸	
常務取締役	北出哲男	営業担当
常務取締役	虫鹿宏	経理部兼内部監査室担当
取締役	大爺正博	株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役
取締役	小林英三	日本証券金融株式会社代表取締役社長 アニコムホールディングス株式会社社外取締役 藤森工業株式会社社外監査役 株式会社瑞光社外取締役
常勤監査役	曾我孝行	
監査役	中野正道	
監査役	松島博	
監査役	川合正	株式会社オオバ社外監査役

- (注) 1. 取締役大爺正博及び小林英三の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役松島博及び川合正の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役小林英三及び監査役松島博の両氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。
 4. 当期における取締役の地位の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
森文夫	代表取締役会長	取締役会長	平成28年4月27日

5. 当期における取締役の異動
 当期における退任取締役
 常務取締役 曾我 孝行 (平成28年4月27日退任)
6. 当期における監査役の異動
 (1) 当期における新任監査役
 常勤監査役 曾我 孝行 (平成28年4月27日就任)
 (2) 当期における退任監査役
 常勤監査役 日比野 寛 (平成28年4月27日退任)

(2) 責任限定契約の内容の概要

- 当社は、社外取締役大爺正博及び小林英三の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第27条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。
- 当社は、社外監査役松島博及び川合正の両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第35条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金250万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役分)	8名 (2名)	126百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役分)	5名 (2名)	23百万円 (9百万円)
合計 (うち社外役員分)	13名 (4名)	150百万円 (19百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成20年4月24日開催の第55回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額3億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない）、監査役の報酬限度額は年額36百万円以内であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役小林英三氏は、日本証券金融株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役大爺正博氏は、株式会社マツモトキヨシホールディングスの社外取締役であります。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- 取締役小林英三氏は、アニコムホールディングス株式会社の社外取締役及び藤森工業株式会社の社外監査役、株式会社瑞光の社外取締役であります。なお、当社と各社との間に特別の関係はありません。
- 監査役川合正氏は、株式会社オオバの社外監査役であります。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。

③当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との関係

- 取締役大爺正博氏は、当社の使用人の三親等以内の親族であります。

④当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 大爺正博	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しており、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
取締役 小林英三	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しており、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 松島 博	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 川合 正	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	27百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区別しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれています。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査時間・配員計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針及びコンプライアンスに関する規程等を取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範に順守した行動をとるための指針としております。

その徹底を図るため、取締役会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの取組みを横断的に統括するとともに、取締役及び使用人に対し、研修等を通じてコンプライアンスの周知を図ります。

また、内部監査部門は、取締役及び使用人による職務の執行が、法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかどうかを確認するため、内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告します。

その他、法令及び定款に適合しないおそれのある行為や反倫理的行為等について、取締役及び使用人が、通常の報告ラインとは別に直接情報提供を行う手段として、内部通報制度「ヘルプライン」を設置することにより、内部統制システムの強化を図ります。

さらに、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するとともに、反社会的勢力への対応について適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より外部専門機関との連携を図ります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な書類については、文書管理規程にしたがって、文書又は電磁的媒体（以下 文書等という）にて適切に、記録、保存、管理及び廃棄を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ及び輸入管理等に係るリスク情報については、営業部門には担当執行役員、管理部門には担当取締役を配し、早期伝達を図るほか、取締役会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動に関するリスクをグループ横断で統括します。また、実際にリスクが発生した時は、速やかに必要な対策を講じます。

さらに、代表取締役へ直接情報伝達を図るため、Eメールによる伝達制度を設けることにより、損失の危険に対応できる体制を構築します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、市場環境の変化に迅速に対応するため執行役員制度を導入し、経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行の監督機関であります取締役会と業務執行機関であります執行役員会とに役割を分離します。

取締役会は、毎月1回以上開催し、経営方針・計画の決定及びその進捗状況を検証し、法令・定款及び規程等に定められた事項の審議・決定を行います。また、情報や課題の共有化で、取締役の職務執行の効率的な実施を図ります。

執行役員会は、執行役員及び連結子会社社長を中心に毎月1回以上開催し、営業上の課題を中心に重要事項の検討や進捗状況を確認し意思決定の迅速化を図ります。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社へ取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査します。また、グループ会社の管理部署を設置し、関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理及び指導、支援を行います。さらに、内部監査部門による監査を必要に応じて実施するものとします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は特に設けておりません。監査役は、必要に応じて、使用人に監査業務に関する事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。

監査役が、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を確保します。

監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止します。また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払うものとします。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催します。また、内部監査部門及び会計監査人、グループ各社の監査役と定期的に連絡会を開催するほか、必要に応じて外部の専門家（弁護士、会計士等）を活用することができること等、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組み

当社は、各部門の責任者から成るコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス上の課題や改善策の検討を行いました。コンプライアンスに関する教育、啓蒙については、職種、階層別に研修を実施するとともに、行動指針を定めた「クレドカード」の配布、幹部会議での発信等により、法令、規則等の遵守に努めました。また、社外役員が、取締役及び執行役員、各部責任者との面談を実施し、会社方針の理解や職務の執行が法令等に違反することなく適正であるか等の確認を行いました。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための取組み

取締役会については、15回開催（臨時取締役会を含む）いたしました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために社外役員が常時出席いたしました。

その他、執行役員会、営業D I V長会議を毎月開催し、取締役会で話し合われた内容の共有化を図るとともに、各部門における重点事項及び課題の報告やそれらの対策などの検討を行っております。

③ 監査役の監査について

監査役は、監査計画書に基づき、取締役会やその他の重要会議に出席いたしました。また、代表取締役との意見交換会や各取締役との面談を行い、会計監査人及び内部監査室との定期的な三様監査連絡会にて適宜意見交換を行いました。

④ 内部監査の実施について

当社の内部監査室は、内部統制上のリスクに応じて重点項目を定めた上で内部監査計画を策定し、この計画に基づき当社主要部門及び当社子会社について監査を実施しました。また、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、代表取締役及び取締役会に報告いたしました。

⑤ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社は、当社及び当社子会社の全社的な内部統制及びIT全般統制並びに業務プロセスに係る内部統制における整備・運用状況について、各部門の自己点検及び内部監査を実施し、業務プロセスのリスクやコントロールについて確認及び見直しを行いました。内部監査室はその結果を内部統制委員会へ報告し、内部統制委員会は財務報告に係る内部統制の有効性について評価をおこない、取締役会に報告いたしました。

⑥ 反社会的勢力を排除するための取組み

契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組みを総務部が継続的に実施いたしました。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続かつ持続的に確保し向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、投資家の皆様に継続して当社株式を投資していただくため、以下の取組みを実施しております。

・企業価値向上への取組み

当社は、昭和28年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ業容を拡大してまいりました。平成13年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながらSPA（製造小売）事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップシェアの販売枚数を誇る高感度・高品質・低価格を備えた「マスファッションの単品競争力」、独自のコンセプトを持つデザイナーズブランドやオリジナルブランドなど多彩な「ブランド力」、マスファッションの単品競争力とブランド力を掛け合わせた「売場提案型トータルウェアリングの企画力・提案力」になります。

主力となる製造卸売事業では、量販店、無店舗向けでは業界トップの地位を確保し、専門店、百貨店など幅広い取引先と強固な信頼関係を築いております。また、SPA事業では、「ATSURO TAYAMA」、「JUNKO SHIMADA」のデザイナーズブランドによる百貨店での店舗展開をしております。さらに、マスファッションの企画・生産力とマルチチャネルへの販売力、デザイナーズブランドのトータルウェアリングの演出力を組み合わせ、売場提案型トータル販売に取り組んでおります。また、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的なサプライチェーンを構築しております。これらは変化の激しいファッション市場動向において機動力、柔軟性を発揮できる独自の仕

組み、企画・生産・販売まで一貫して運営する事業部組織のディビジョン制にも支えられ、当社の企業価値の源泉となるものです。

今後も、当社はグループ内で製造卸売、SPAそれぞれの強みを共有し活用することで国内市場での基盤強化に努め、アジアを中心とする海外マーケットの開拓により成長を図り、企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

・コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、経営の効率や公正性、法令順守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

また、現在当社の取締役7名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。取締役の任期は、経営陣の責任明確化のため、1年となっております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため、法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、有効期間は、平成31年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為（以下併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付者及び買付提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.crossplus.co.jp/>)に掲載しております。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件に完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容になっております。

- ・株主共同の利益の確保・向上を目的に導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、株主の皆様が、当該大量買付に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させるという目的をもって導入されております。

- ・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成28年4月27日に開催の当社第63回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされており、その有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

- ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立性の高い社外者で構成される独立委員会を設置しております。
独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様へ情報開示されることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- ・合理的な客観的発動要件の設定
本プランは、あらかじめ定められた合理的で客観的な要件が充足されなければ、実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。
- ・第三者専門家の意見の取得
独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができま
す。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。
- ・当社取締役の任期は1年であること
当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされており
ます。
従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。
- ・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと
本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。
また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置づけ、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期純利益が、前事業年度末に比べ2億39百万円増加の8億37百万円、純資産は、前事業年度末に比べ10億34百万円増加の107億9百万円となり、収益基盤及び財務体質の改善が進んできたこと等により、1株あたり2円として復配させていただきました。

今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入すること等により持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

連結貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	20,882	流動負債	15,470
現金及び預金	4,647	買掛金	9,152
受取手形及び売掛金	11,416	電子記録債権	2,281
電子記録債権	2,311	短期借入金	1,600
商 品	2,144	1年内返済予定の長期借入金	407
貯 蔵 品	14	未払金	832
そ の 他	349	未払法人税等	3
貸倒引当金	△1	未払消費税等	388
固定資産	8,699	繰延税金負債	48
有形固定資産	4,198	賞与引当金	92
建物及び構築物	2,174	返品調整引当金	37
機械装置及び運搬具	21	契約解除損失引当金	120
器具備品	55	そ の 他	505
土 地	1,947	固定負債	3,219
無形固定資産	121	長期借入金	1,214
投資その他の資産	4,379	退職給付に係る負債	1,086
投資有価証券	3,868	繰延税金負債	523
長期貸付金	253	そ の 他	394
そ の 他	259	負債合計	18,689
貸倒引当金	△1	【純資産の部】	
資産合計	29,581	株 主 資 本	9,714
		資 本 金	1,944
		資 本 剰 余 金	2,007
		利 益 剰 余 金	6,295
		自 己 株 式	△532
		その他の包括利益累計額	1,178
		その他有価証券評価差額金	1,240
		繰延ヘッジ損益	28
		為替換算調整勘定	40
		退職給付に係る調整累計額	△130
		純 資 産 合 計	10,892
		負債及び純資産合計	29,581

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上		65,130
売	上		52,083
	返品調整引当金戻入額	62	
	返品調整引当金繰入額	37	△25
	売上総利益		13,073
販	費及び一般管理費		12,205
営	営業外収益		868
	受取利息及び配当金	85	
	受業そ	48	
	業務受託	18	
	その他	24	178
営	営業外費用		
	支為	23	
	貸替	62	
	貸取入原	43	
	その他	28	157
特	特別利益		888
特	投資有価証券売却益	128	128
	減損損失	4	
	契約解除除損	36	
	契約解除損失引当金繰入額	120	
	その他	8	170
	税金等調整前当期純利益		846
	法人税、住民税及び事業税	26	
	法人税等調整額	0	26
	当期純利益		820
	親会社株主に帰属する当期純利益		820

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年2月1日 期 首 残 高	1,944	2,007	5,520	△532	8,940
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			820		820
自己株式の取得				△0	△0
連結範囲の変動			△46		△46
連結範囲の変動に伴う為替 換算調整勘定の増減					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	774	△0	774
平成29年1月31日 期 末 残 高	1,944	2,007	6,295	△532	9,714

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
平成28年2月1日 期 首 残 高	1,149	△79	40	△61	1,049	9,989
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						820
自己株式の取得						△0
連結範囲の変動						△46
連結範囲の変動に伴う為替 換算調整勘定の増減			22		22	22
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	90	107	△22	△68	106	106
連結会計年度中の変動額合計	90	107	△0	△68	129	903
平成29年1月31日 期 末 残 高	1,240	28	40	△130	1,178	10,892

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	19,391	流動負債	14,494
現金及び預金	4,046	買掛金	8,860
受取手形	529	電子記録債権	2,281
電子記録債権	2,282	短期借入金	1,000
売掛金	10,035	1年内返済予定の長期借入金	347
商品	2,122	未払金	826
貯蔵品	14	未払費用	205
前渡金	21	未払法人税等	1
前払費用	123	繰延税金負債	47
デリバティブ債権	78	預り金	66
その他	138	賞与引当金	92
貸倒引当金	△1	返品調整引当金	36
固定資産	8,698	契約解除損失引当金	120
有形固定資産	4,187	その他	609
建物	2,111	固定負債	2,885
構築物	60	長期借入金	989
機械及び装置	18	繰延税金負債	488
器具備品	49	退職給付引当金	955
土地	1,947	関係会社事業損失引当金	63
無形固定資産	119	資産除去債務	34
ソフトウェア	101	その他	354
その他	18	負債合計	17,379
投資その他の資産	4,391	【純資産の部】	
投資有価証券	3,868	株主資本	9,439
関係会社株式	0	資本金	1,944
関係会社出資金	50	資本剰余金	2,007
長期貸付金	253	資本準備金	2,007
長期前払費用	10	利益剰余金	6,019
その他	209	利益準備金	223
貸倒引当金	△1	その他利益剰余金	5,795
資産合計	28,089	別途積立金	11,000
		繰越利益剰余金	△5,204
		自己株	△532
		評価・換算差額等	1,270
		その他有価証券評価差額金	1,240
		繰延ヘッジ損益	30
		純資産合計	10,709
		負債及び純資産合計	28,089

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		62,158
売上原価		49,569
返品調整引当金戻入額	62	
返品調整引当金繰入額	36	△26
売上総利益		12,615
販売費及び一般管理費		11,801
営業利益		813
営業外収益		
受取利息及び配当金	85	
受取家賃	48	
業務受託料	50	
貸倒引当金戻入額	65	
その他	22	271
営業外費用		
支払替利息	21	
為替差損	78	
貸借収入原価	43	
業務受託費用	28	
その他	27	199
経常利益		886
特別利益		
投資有価証券売却益	128	128
特別損失		
減損損失	4	
契約解除損失	36	
契約解除損失引当金繰入額	120	
その他	4	166
税引前当期純利益		848
法人税、住民税及び事業税	11	
法人税等調整額	△0	10
当期純利益		837

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年2月1日から
平成29年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成28年2月1日 期首残高	1,944	2,007	2,007	223	11,000	△6,042	5,181	△532	8,601	
事業年度中の変動額										
当期純利益						837	837		837	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	837	837	△0	837	
平成29年1月31日 期末残高	1,944	2,007	2,007	223	11,000	△5,204	6,019	△532	9,439	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成28年2月1日 期首残高	1,149	△75	1,074	9,675
事業年度中の変動額				
当期純利益				837
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	90	105	196	196
事業年度中の変動額合計	90	105	196	1,034
平成29年1月31日 期末残高	1,240	30	1,270	10,709

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月21日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小川	明	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	倉持	政義	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クロスプラス株式会社の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年3月21日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小川 明	Ⓔ
代表社員 業務執行社員	公認会計士	倉持 政義	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クロスプラス株式会社の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月23日

クロスプラス株式会社 監査役会

常勤監査役 曾 我 孝 行 ㊟

監 査 役 中 野 正 道 ㊟

監 査 役 松 島 博 ㊟

監 査 役 川 合 正 ㊟

(注) 監査役松島博及び監査役川合正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	やまもとひろのり 山本大寛 (昭和52年6月24日)	平成20年1月 当社入社 平成21年2月 当社社長室兼経営企画室担当部長 平成23年2月 当社執行役員経営企画室兼情報システム室兼 E C事業開発課担当 平成26年4月 当社代表取締役社長 平成27年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長 (現任)	59,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山本大寛氏は、当社入社以来、社長室、経営企画室、情報システム室を担当する等、幅広い業務経験と知識を有しております。また、平成26年の代表取締役社長就任後は、営業本部長を兼任し、当社の企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んで改善するなど、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、リーダーシップを発揮していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>		
2	もり森ふみお 森文夫 (昭和23年10月23日)	昭和50年9月 当社入社 昭和59年3月 当社取締役人事部長 平成2年4月 当社専務取締役 平成7年4月 当社取締役副社長 平成9年4月 当社代表取締役社長 平成26年4月 当社代表取締役会長 平成28年4月 当社取締役会長 (現任)	223,330株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>森文夫氏は、平成9年に代表取締役社長に就任して以来、専門店販売の強化や生産拠点のグローバル化、株式上場等、長年にわたり事業の拡大に務めてまいりました。平成26年からは代表取締役会長、現在は取締役会長に就任しております。当社事情に深く精通し、経営全般に関する知見を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の適切な監督及び当社グループの更なる発展に貢献していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	きた 出 哲 男 (昭和32年2月8日)	昭和55年3月 当社入社 平成20年2月 当社執行役員営業担当 平成22年2月 当社常務執行役員営業第2本部長 平成24年4月 当社専務取締役営業本部長 平成27年2月 当社常務取締役営業担当 (現任)	2,370株
	<p>【取締役候補者とした理由】 北出哲男氏は、当社に入社してから、営業部門における豊富な業務経験と実績を有しております。また、最近では、生産コントロール部担当として生産基盤の再構築を進める等、新たな取り組みについても積極的に主導しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の適切な監督や中期経営計画を全社的な視点から推進していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。</p>		
4	む しか ひろし 虫 鹿 宏 (昭和30年8月7日)	昭和54年3月 当社入社 平成16年4月 当社取締役経理部長 平成21年4月 当社常務取締役経理部長兼関係会社担当 平成28年2月 当社常務取締役経理部兼経営管理部担当 平成28年5月 当社常務取締役経理部兼内部監査室担当 (現任)	5,950株
	<p>【取締役候補者とした理由】 虫鹿宏氏は、当社に入社してから、経理や財務及び事業管理に関する豊富な業務経験と実績を有しております。また、最近では経営管理部や内部監査室を担当し全社の利益管理の業務改善を行う等、新たな取り組みを積極的に主導しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の適切な監督や中期経営計画を全社的な視点から推進していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。</p>		
5	つじ むら たか ゆき 辻 村 隆 幸 (昭和33年6月2日)	昭和63年3月 当社入社取締役 平成13年5月 当社取締役経営企画室長 平成14年5月 当社常務取締役関係会社統括室長 平成20年2月 当社常務取締役内部監査室担当 平成26年4月 当社取締役副会長内部監査室担当 平成27年2月 当社取締役副会長 (現任)	593,650株
	<p>【取締役候補者とした理由】 辻村隆幸氏は、当社に入社してから、取締役として経営企画室、関係会社統括室及び内部監査室等を担当し、事業管理等に関する豊富な経験と知識を有しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、今後も経営の適切な監督及び当社のさらなる発展に貢献していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者としていたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	おおやまさひろ 大 爺 正 博 (昭和23年5月5日)	昭和48年4月 三井生命保険相互会社入社 平成17年4月 同社常務執行役員東京営業本部長 平成18年4月 当社社外取締役(現任) 三生収納サービス株式会社代表取締役社長 株式会社ビジネスエイジェンシー 代表取締役社長 平成19年10月 株式会社マツモトキヨシホールディングス 社外取締役(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>大爺正博氏は、金融分野や企業経営をはじめとする豊富で幅広い経験や知識を有しており、財務・会計、コーポレート・ガバナンスの助言等、これまでの実績から当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者としていたしました。</p>			
7	にし がき まさ たか 西 垣 正 孝 (昭和34年12月6日) <新任取締役候補者>	昭和57年4月 当社入社 平成16年2月 当社部長カジュアルD I V担当 平成19年2月 当社執行役員営業担当 平成28年2月 当社執行役員人事部兼経営企画室担当 (現任)	25,800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>西垣正孝氏は、当社に入社してから、営業部門における豊富な業務経験と実績を有しております。また、平成28年から人事部や経営企画室等を担当し、人事戦略及び中期経営計画を策定、推進することで経営管理基盤の強化に努める等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の適切な監督や中期経営計画を全社的な視点で推進していただけるものと判断し、取締役候補者としていたしました。</p>			
8	え ぐち つね あき 江 口 恒 明 (昭和25年12月5日) <新任取締役候補者>	昭和49年4月 伊藤萬(現、日鉄住金物産(株))株式会社入社 平成19年4月 住金物産株式会社取締役専務執行役員 繊維カンパニー長 平成24年6月 同社取締役副社長 繊維カンパニー長 平成25年10月 日鉄住金物産株式会社取締役副社長 平成27年4月 同社取締役 平成27年6月 同社顧問(現任)	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>江口恒明氏は、住金物産株式会社では取締役副社長 繊維カンパニー長、日鉄住金物産株式会社では取締役副社長 繊維事業本部統括を歴任する等、繊維業界の豊富な経験と高い見識を有しておりますことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 江口恒明氏は日鉄住金物産株式会社の顧問であり、同社は当社の仕入先であります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大爺正博及び江口恒明の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 社外取締役としての独立性について
大爺正博氏は、当社の使用人の三親等以内の親族であります。
- (2) 当社社外取締役に就任してからの年数について
大爺正博氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役大爺正博氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容は本招集ご通知の添付書類10頁に記載のとおりであります。同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定です。また、江口恒明氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松島博氏が任期満了となり、また、監査役中野正道氏が辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者上野憲一氏は、監査役中野正道氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより中野正道氏の任期が満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	まつ しま ひろむ 松 島 博 (昭和23年5月20日)	昭和46年4月 埼玉銀行入行 平成11年6月 あさひ銀行取締役 平成13年6月 東京スター銀行専務取締役最高執行責任者 平成15年6月 武蔵野銀行常務取締役 平成18年6月 株式会社ぶぎん地域経済研究所代表取締役社長 平成19年4月 当社社外監査役(現任)	9,300株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>松島博氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しております。この経験を活かし当社の経営全般やコーポレート・ガバナンスの助言等、これまでの実績から当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、引き続き、社外監査役候補者といたしました。</p>		
2	うえ の けん いち 上 野 憲 一 (昭和29年3月12日) ＜新任監査役候補者＞	昭和51年4月 当社入社 平成14年2月 当社部長ワン&ハーフD I V担当 平成18年2月 当社人事部部長 平成22年2月 当社執行役員人事部兼総務部担当 平成28年2月 当社顧問(現任)	23,400株
	<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>上野憲一氏は、当社に入社してから、営業部門に従事し営業担当の責任者として、また、管理部門では人事部、総務部を担当する執行役員として、それぞれ優れた組織管理や監督能力を発揮してまいりました。こうした長年にわたる経験から業務に関して高い知見を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性の確保に貢献していただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松島博氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者について

(1) 当社監査役に就任してからの年数について

松島博氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役松島博氏と会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容は本招集ご通知の添付書類10頁に記載のとおりであります。同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定です。

4. 当社は、松島博氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績や株式価値との連動性を強め、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献に対する意欲や士気を一層高めるために、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割当てることといたしたく、取締役の報酬等の額及び内容を以下のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社は平成27年4月23日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

また、当社は平成20年4月24日開催の第55回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬額とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

(1) 当社は、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、年額50百万円を上限として割当てることといたしたく存じます。

また、本新株予約権につきましては、本新株予約権の割当てを受けた取締役に対し、払込金額と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することを条件として、取締役会決議により発行することといたしたく存じます。

なお、第1号議案取締役8名選任の件が本総会にて承認可決された場合、対象となる当社取締役の員数は社外取締役2名を除く6名となります。

(2) 本新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、

当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整をおこなうことができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割当てる新株予約権の数は1,500個を上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で取締役会において定めるものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たると場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

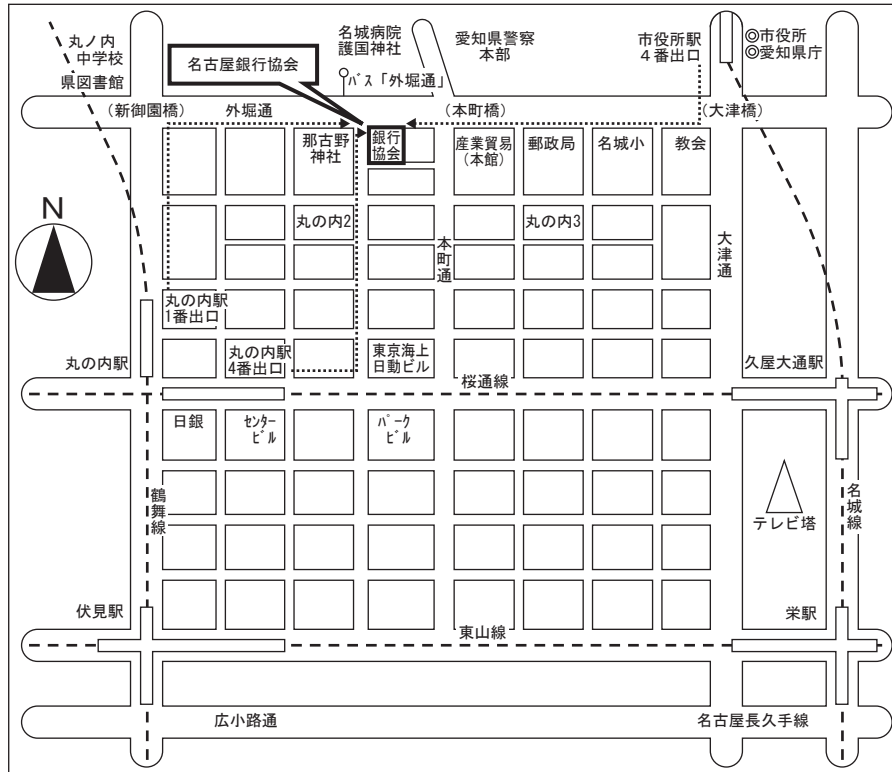
⑧ その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール
電話番号 052(231)7851(代表)



会場までの交通のご案内

- 地下鉄 桜通線「丸の内」駅4番出口より徒歩10分
- 地下鉄 鶴舞線「丸の内」駅1番出口より徒歩10分
- 地下鉄 名城線「市役所」駅4番出口より徒歩12分

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。